

日本マインドフルネス精神療法協会認定

マインドフルネス瞑想療法士資格認定証交付手続

制定：平成 27 年 9 月 1 日

第 1 条 本手続は、日本マインドフルネス精神療法協会（以下、当協会）の「マインドフルネス瞑想療法士資格認定審査規定」第 5 条に基づいて、「マインドフルネス瞑想療法士」の資格認定証の交付および氏名等の公告の詳細を定める。

第 2 条 資格認定証の交付を希望するものは、所定の「マインドフルネス瞑想療法士資格認定申請書」を提出する。

2 この申請書は、認定のための講座の最終回の終了の日、または、「課題の終了通知」の日より 3 か月以内に提出しなければならない。

3 申請書は講座の最終回の終了の日より 1 2 か月以内に提出しなければならない。

第 3 条 申請書の内容に虚偽、不正がある場合、当協会は、資格研修委員会の勧告に基づき、その登録を一定期間停止、または抹消することができる。

第 4 条 申請書は資格審査委員会において審査して認定証を交付する。

第 5 条 認定証を交付した者を当協会のマインドフルネス瞑想療法士名簿に登録する。氏名、住所地の都道府県名を当協会のホームページおよび機関誌『マインドフルネス精神療法』に告知する。しかるべき理由があれば、この告知をしないことができる。

附則

1 この規定は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。